三重県建築士会二級・木造建築士免許登録実務経験審査会規程

令和2年12月9日 制定

(適用)

第1条 国土交通大臣の定める建築に関する実務経験(以下「実務経験」という。)の審査に係る事務については、建築士法及びこれに基づく命令によるほか、この規定の定めるところによる。

(三重県建築士免許登録実務経験審査会)

- 第2条 実務経験の確認に当たって、実務経験に該当するかどうかの審査を適正に行うため、一般社団 法人三重県建築士会(以下「建築士会」という。)内に、三重県建築士免許登録実務経験審査会(以下 「審査会」という。)を設置する。
 - 2 審査会は、審査委員5名をもって組織する。ただし、審査の内容によっては審査委員を削減する。
 - 3 審査委員長は、三重県試験・定期講習実施委員会(以下「委員会」という。)の委員長が務める。 委員長に事故等の事情がある場合は、副委員長がその職務を代理する。

(審査員)

- 第3条 審査委員は、委員会から、実務経験に関する知識及び経験を有し、かつ、審査委員としてふさわ しい者を委員長が指名する。
 - 2 審査委員は、その職務の執行に当たって、厳正かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。

1名

- 3 委員長は、審査委員が次のいずれかに該当する場合は、審査委員を解任する。
 - 一職務上の義務違反その他審査委員としてふさわしくない行為があったとき。
 - 二 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(秘密保持義務)

第4条 審査委員は、実務経験の審査に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(招集)

第5条 第2条に定める審査会は、委員長が招集する。

(庶務)

第6条 第2条に定める審査会の庶務は、建築士会の事務局において処理する。

三重県建築士免許登録実務経験審査会

審查委員 建築士試験担当委員長 1名

専務理事兼事務局長

建築士試験担当委員 3名